

参考2. クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金業務実施細則（充電設備）

クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金
業務実施細則（充電設備）

制定 令和5年3月30日

改定 令和5年8月24日

(趣旨)

第1条 一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金（以下「補助金」という。）を交付する業務は、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金交付規程（充電設備）（以下「交付規程」という。）に定めるもののはか、交付規程によりセンターが定めるこの業務実施細則（以下「実施細則」という。）による。ただし、交付規程第5条第1項に定める補助対象経費に係る充電設備承認の手続きについてもセンターが別に定める。

(用語)

第2条 実施細則で使用する用語は、特に定めのない限り交付規程の例による。

- 一 「高機能急速充電設備」とは、電気自動車等への充電に際し、現契約電力を超えないよう充電のための電力を制御する機能等充電設備の運用費用の負担低減に資する機能（以下「運用費低減機能」という。）を備えた急速充電設備をいう。
- 二 「高機能普通充電設備」とは、運用費低減機能を備えた普通充電設備をいう。
- 三 「充電用コンセント」とは、日本配線システム工業会規格「JWDS-0033 EV充電用コンセント・差込プラグ」に適合したコンセントをいう。なお、運用費低減機能を備えたものも含まれる。
- 四 「コンセントスタンド」とは、センターが認めた充電用コンセント（JWDS-0033に適合するもの）を装備する盤型、又はスタンド型のものをいい、日本配線システム工業会規格「JWDS-0035 EV充電用コンセント盤・コンセントスタンド」適合することを必要とする。なお、運用費低減機能を備えたものも含まれる。
- 五 「経路充電」とは、長距離を移動する場合の電欠回避を目的とする充電等をいう。
- 六 「目的地充電」とは、移動先での滞在中の駐車時間に行う充電等をいう。
- 七 「基礎充電」とは、電気自動車等の所有者の自宅や事業所、勤務先など、車両の保管場所で行う充電をいう。
- 八 「空白地域」とは、「経路充電」における電欠防止の観点から特に重要な場所のことをいい、原則、道のり15km圏内に急速の公用充電設備がない場所とする。
ただし、急速の既設公用充電設備があり、これを撤去することにより上記の条件を満たす場合は「空白地域」とみなす。
- 九 「給油所」とは、揮発油等の品質の確保等に関する法律（第二条3項）に定義されている給油設備により自動車（道路運送車両法で自動車の種類として定義されているものをいう。）に揮発油を給油するための施設をいう。
- 十 「公道」とは、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第1条に規定する高速道

路株式会社6社が管理する道路及び地方道路公社法第1条（平成25年6月14日法律第44号）に規定する地方道路公社が管理する道路を除く、道路法における国道、都道府県道、市町村道をいう。

- 十一 「月極駐車場等」とは、1か月単位以上で賃貸契約を行う駐車場をいう。
- 十二 充電設備における「中古品」とは、申請者が既に代金を支払い、設置し、メーカー発行の保証書等を受領した充電設備をいい、「新古品」とは、申請者が代金を支払って既に所有する設置されていない充電設備をいい、いずれもその購入費用は補助対象経費とはならない。
- 十三 「共同申請」とは、一つの申請に関し、複数の申請者がいる場合、手続きの代表者を定めた上で共同して申請することをいう。原則として、充電設備の所有権を有する者が申請の手続きを行うこととする。

(補助金交付上限額)

第3条 交付規程別表2の充電設備に係る補助金交付の交付上限額の範囲としてセンターが定める金額は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める金額とする。

充電設備の種類、出力及び補助率ごとの補助金交付上限額を以下に示す。ただし、複数口の急速充電設備を設置する場合の補助金交付上限額は、高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業においては、2口までは以下に示す上限額とし、3口目以降については、蓄電池付充電設備の場合は1口当たり300万円、それ以外の急速充電設備は250万円を加算する。

また、商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業並びにマンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業においては、2口までは以下に示す上限額とし、3口目以降については、蓄電池付急速充電設備は1口当たり150万円、それ以外の急速充電設備は125万円を加算する。

一 定格出力が10キロワット以上50キロワット未満の急速充電設備 高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業、 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業 並びにマンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業	60万円
二 定格出力が50キロワット以上90キロワット未満の急速充電設備 高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業	500万円
並びにマンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業	250万円
三 定格出力90キロワット以上の急速充電設備 高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業 並びに商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業	500万円
マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業	250万円
四 定格出力が50キロワット以上90キロワット未満の蓄電池付き急速充電設備 高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業	600万円
並びにマンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業	300万円

五	定格出力90キロワット以上の蓄電池付急速充電設備 高速道路S A・P A及び道の駅等への充電設備設置事業 並びに商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業	600万円
	マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業	300万円
六	普通充電設備 *定格出力が6キロワット未満の普通充電設備 高速道路S A・P A及び道の駅等への充電設備設置事業、 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業 並びにマンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業	25万円
	*定格出力が6キロワット以上10キロワット未満の普通充電設備 高速道路S A・P A及び道の駅等への充電設備設置事業、 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業 並びにマンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業	35万円
七	充電用コンセント 高速道路S A・P A及び道の駅等への充電設備設置事業、 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業 並びにマンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業	7万円
八	充電用コンセントスタンド 高速道路S A・P A及び道の駅等への充電設備設置事業、 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業 並びにマンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業	11万円
2	交付規程第6条第1項の規定による事業の種類及び充電設備の種類ごとにセンターが定める充電設備に係る補助金交付上限額を、同条第2項の規定により充電設備の型式ごとに別表1-1のとおりとする。	
3	交付規程第6条第1項の規定による事業の種類、充電設備の種類及び設置工事の内容ごとにセンターが定める設置工事に係る補助金交付上限額は、別表1-2のとおりとする。	
4	交付規程第5条第2項に基づきセンターが承認する充電設備の条件を別表2に定める。	

(補助金の交付申請)

- 第4条 交付規程第7条第1項に規定するセンターが指定する日は、令和5年9月29日（金）とする。
- 2 交付規程第7条第2項に定める申請方式は、通常交付申請又は略式交付申請とする。
- 3 交付規程第7条第3項第一号に定める一つの工事とは、原則、同一施設に属する駐車場に充電設備を設置する工事をいい、同一施設に属する駐車場が複数あり、別の駐車場に設置する場合も一つの工事という。
- 4 交付規程第7条第3項第八号に規定する補助対象経費の支払方法において、他の取引との相殺払い、手形（電子手形を含む。）による支払及び裏書譲渡、ファクタリング（債権譲渡）による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払等によるものは認めないものとする。
- 5 交付規程第7条第3項第九号に定める工事の施工開始とは、充電設備設置に係る搬入や充電設備設置の為の基礎工事などの設置に係る準備や工事の一部又は全部の施工の開始のことをいう。

- 6 交付規程別表4に掲げる交付申請に必要な添付書類のうちセンターが定めるものは、別表3のとおりとする。
- 7 交付規程第7条第1項に規定する交付申請あった場合は、当該申請書類等の確認を行い、受付の可否を判断するものとする。所定の申請及び添付書類並びにその記載内容が適正であるものについては受付を行い、申請の相違等、センターが適正でないと認めたものは、受付を不可とするとともにその旨を申請者に通知するものとする。
- 8 前項において、交付申請書類等にセンターが不備があると認めた場合は、センターが申請者に一定期間内に書類等の不備を是正するように指示し、受付を保留することができるものとする。
- 9 前項にあっては、センターが指示する一定期間内を超えて不備の是正がされない場合は、第7項同様に受付を不可とし、その旨を申請者に通知するものとする。
- 10 前三項の規定は、交付規程第12条に規定される実績報告においても適用する。
- 11 申請者は、交付規程第5条第1項に定める交付の対象者のうち、地方公共団体の支庁・支所・出張所等又は法人の支社・支店からの申請を行う場合にあっては、交付規程第7条第1項の規定による交付申請と同時に、代表権者から当該支庁・支所・出張所等の長又は当該支社・支店の長へ申請に関する権限が委任されたことをセンターに届けなければならない。
- 12 申請者は、交付規程第7条第3項第五号に定めるリース契約を含む申請を行う場合にあっては、交付規程第16条第2項に定める保有義務期間以上使用することを前提とした契約とするに同意すること。
- 13 申請者は、共同申請を行う場合にあっては、以下の各号に定める項目に関し他の共同申請者と合意の上で、交付規程第7条第1項の規定による交付申請をしなければならない。
 - 一 交付規程及び実施細則に規定される一切の手続きを行う代表者を定めること。ただし、原則充電設備を所有するものを代表者とすること。
 - 二 交付規程第7条第3項第四号、第六号、第十号及び第十三号の規定は、共同申請者に対しても適用する。
 - 三 交付規程第7条第3項第十五号に規定する別表4の注14は、共同申請者に対しても適用する。
 - 四 交付規程第14条第2項の規定に従って補助金の交付を受けた場合は、他の共同申請者に対して速やかに当該他の共同申請者が受領すべき補助金相当額を支払うこと。
 - 五 交付規程及び実施細則の規定により補助金の返還義務が発生した場合は、共同申請者はその返還額の全額を連帶して返還すること。
- 14 前項に規定する共同申請をするにあたっては、以下の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 共同申請者が法人にあっては履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書等（3ヵ月以内の発行のもの、原本。）及びセンターが定める役員名簿
 - 二 共同申請者が法人にあっては、法人番号を証する書類（法人番号指定通知書の写し又はg B i z I N F O等よりダウンロードした該当のP D Fファイルデータ等）
 - 三 共同申請者がマンション管理組合（管理組合法人を除く。）にあっては、マンション管理組合の現在の代表者が選任されたことを証する書類の写し及び現代表者の本人確認書類
- 15 申請者は、交付規程別表2の特別な仕様に基づく工事に該当するものとして申請しようとする。

するときは、交付規程第7条第1項の規定による交付申請と同時に、「特別な仕様に基づく工事」申請事由を、その関係する規格書又は仕様書を添付してセンターに申告しなければならない。

1 6 申請者は、交付規程第18条第1項に規定される手続代行者による申請を行う場合は、次の各号に定める項目に関する承を得た上で手続代行を依頼し、センターへ手続代行者を届けなければならない。

- 一 手續代行者は、申請者が依頼する交付規程及び実施細則に規定される手続きを代行すること。
- 二 手續代行に係る費用は、補助対象経費とは認められないこと。
- 三 補助金交付に係るセンター発行の通知書等の書類の送付先に関しては、全て申請者となること。
- 四 手續代行者は、虚偽の申請等不正行為を行った場合は、交付規程第25条に基づき、手續代行業務の停止及び名称の公表等の措置が科せられること。

1 7 前項の規定は、交付規程第12条に規定される実績報告においても適用する。

1 8 センターは、手續代行者による不正行為等を認めた場合は、交付規程第15条に基づき交付決定を取消し、既に補助金が交付されているときは、センターが定める様式による補助金返還命令書により、期限を付して申請者へ当該補助金の返還を命じるものとする。

1 9 共同利用充電拠点における充電設備設置事業における申請者は、次の各号に合意の上で、交付規程第7条第1項の規定による交付申請をしなければならない。

- 一 交付規程第7条第3項第十号の規定は充電設備の共同利用者へ対しても適用する。
- 二 前号に該当する場合は、センターが別に定める方法にて申告すること。

(補助対象経費及び補助金交付額の計算方法)

第5条 補助金交付額は、充電設備費と設置工事費について別々に計算し、それらを合計して算出する。

2 充電設備の購入費については、充電設備に係る購入価格に補助率を乗じた額と、別表1-1に定める当該充電設備と同一の型式の補助金交付上限額のいずれか低い方を補助金交付額（千円未満の額は切り捨て。）とする。ただし、交付規程第8条第3項の規定による交付決定通知書により交付した内容に対して、交付規程第12条第1項の規定による実績の報告において報告された補助対象経費が増減する場合、原則として減額のみを認め、増額は認めないものとする。

3 設置工事費については、交付規程別表2に事業ごとに定めた額を補助金交付上限額とする。別表1-2に定める事業の種類、充電設備の種類及び設置工事の内容ごと工事項目ごとに申請者が申告する補助対象経費についてセンターが審査した額と補助上限額のいずれか低い方を合算した額と、別表1-2に定める該当の補助金交付上限額のいずれか低い方を補助金交付額（千円未満の額は切り捨て。）とする。なお、既設の普通充電設備、コンセント及びコンセントスタンドを撤去し、新たに普通充電設備、コンセント及びコンセントスタンドの設置のみを行う申請の場合の設置工事費については、上記の合算した額に補助率を乗じた額と、別表1-2に定める該当の補助金交付上限額に補助率を乗じた額のいずれか低い方を補助金交付額とする。ただし、前項ただし書きを準用するものとする。

(利益等排除の方法)

- 第6条 交付規程第7条第3項第十号に規定する利益等排除の方法は別表4に定める。
- 2 申請者は、前項に規定する方法により利益等排除の交付申請をしようとするときは、交付規程第7条第1項の規定による交付申請と同時に、利益等排除の申告をセンターにしなければならない。ただし、共同利用充電拠点における充電設備設置事業に係る申請者及び充電設備の共同利用者において、該当者が複数となる場合は別表4に定める最も関係性のある該当者にて申告すること。
 - 3 申請者は、第1項に規定する方法による交付規程第8条第3項の交付の決定の通知を受けた場合は、同規程第12条第1項の規定による実績の報告をしようとするときに、利益等排除の申立をセンターにしなければならない。なお、前項ただし書きは申立する場合に準用する。

(交付の決定等)

第7条 センターは、交付規程第8条第2項の交付審査等をするにあたり、充電設備の普及を促進する地方公共団体に対して、設備設置が円滑に実施できるよう十分に配慮するものとする。

(計画変更の承認等)

- 第8条 センターは、交付規程第8条第3項の交付決定通知、同条第4項の修正、同条第5項の条件、第10条の計画変更の承認その他の理由により、当初の交付申請に係る補助対象経費が増減する場合、原則として減額のみを認め、増額は認めないものとする。
- 2 申請者は、交付規程第10条第1項の計画変更をしようとするときに、別表5にセンターが定める軽微な変更を行う場合は、センターに計画変更の申告をするものとする。
 - 3 前項において変更の内容が工事の内容に関わらない軽微な変更とセンターが認める場合は、センターに変更内容の報告をもって届けることとする。
 - 4 センターは、第2項において申告された変更の内容が、軽微であると認められる場合は、第2項に定める計画変更の申告をもって承認する。

(実績報告等)

- 第9条 交付規程第12条1項のセンターが別に定める日は令和6年1月31日（水）とする。
ただし、第4条第2項に規定する略式交付申請を選択した場合は、令和5年11月30日（木）とする。
- 2 交付規程第7条第3項第十一号に定める充電設備の設置完了とは、補助対象経費に係る充電設備を稼働せしめる設置工事が全て完了した日のことをいう。
 - 3 交付規程別表5に掲げる設備設置に係る実績の報告に必要な添付書類のうちセンターが定めるものは、別表6のとおりとする。

(取得財産等の管理等)

- 第10条 交付規程第16条第2項の取得財産等の保有義務期間を別表7のとおり定める。
- 2 交付規程第16条第3項においてセンターが保有義務違反と認める処分は別表8のとおり定める。

(財産処分の制限等)

第11条 交付規程第17条第2項の取得財産等の処分を制限する期間を別表7のとおり定める。

- 2 交付規程第17条第3項の承認を受けて行われる処分のうち、別表9に掲げるものにあっては、同項の規定は適用しない。
- 3 補助金の交付を受けた者は、前項においてセンターが認める処分を行うときは、センターが定める様式による取得財産等届出書をもって届けることとする。
- 4 センターは、交付規程第17条第3項に基づき提出された財産処分承認申請書の処分の内容が、補助事業の目的を達成できないとしてセンターが認めたときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を求め、財産処分承認通知書により通知するものとする。ただし、その取得財産等の処分が本人の責めに帰さないやむを得ない事由によるものとして次の各号に該当するときは、センターは補助金の返還を求めるものとする。
 - 一 天災又は過失のない事故等により補助対象充電設備が使用不能となり廃棄処分した場合。
 - 二 その他センターが特に認める場合。
- 5 前項において、センターが補助金の返還を求めるときは、減価償却資産における償却方法の考え方に基づき、当該返還額は、補助金交付額等を勘案して算出される額とする。
- 6 補助金の交付を受けた者が、交付規程第16条第2項に定める保有義務期間に第17条第1項において処分を制限されていない取得財産等の処分をするとき又は処分を制限された取得財産等を交付規程第17条第3項に規定された処分に該当しない処分をするときは、あらかじめ取得財産等届出書をもって届けることとする。

(充電設備の設置場所等に関する調査)

第12条 センターは、電気自動車等の利用環境の向上を図るため、充電設備の設置場所、仕様、利用者の範囲等に関する情報について調査し、一般への提供等が可能となるよう努めるものとする。

- 2 申請者は、前項の調査及び一般への提供等について、承諾しなければならない。

(予算が不足する場合の措置等)

第13条 交付規程第22条第2項に基づき、交付申請に係る方法等（受付期間を含む。）の見直しに関する必要事項を以下の各項に定める。

- 2 センターは、交付規程第7条第1項に基づき提出された交付申請の額の累計が予算額を超えると予想される場合は、交付申請の受付期間を短縮し、交付申請の受付を中止することができる。
なお、この場合には、センターのホームページ上であらかじめ周知するものとする。ただし、申請受付残日数を考慮し予告の是非判断は、経済産業省の指導のもとセンターが行う。
- 3 交付申請の受付期間内に交付申請の額の累計が予算額を超えた場合は、申請日により先着順位を設定し、予算額を越えた時点で交付申請の受付を終了する。なお、交付申請の申請日の日付が予算額を超えた当日及びそれ以降の申請については、これを無効とする。
- 4 センターは、交付規程第7条第1項に基づき提出された交付申請の額の累計が予算額に満たないと予想される場合は、第4条第1項に定める日を超えて、交付申請を受付することができ

るものとする。なお、この場合には、センターのホームページ上で交付申請の受付期間を延長することを告知する。

- 5 第3項の規定は、前項の延長を行った場合において準用する。
- 6 センターは、第2項の交付申請の受付期間の短縮及び受付の中止並びに第4項の交付申請の受付期間の延長を行う場合は、センターが別に定める予算額の範囲により、事業ごと又は充電設備の種類ごとに交付申請の受付期間を見直すことができるものとする。
- 7 センターは、前項の受付期間の見直しを行う場合に、事業ごと又は充電設備の種類ごとにセンターが別に定める予算の範囲における消化状況を考慮し、交付申請に係る方法等（受付期間を含む。）を見直すことができるものとする。
- 8 前項の交付申請に係る方法等（受付期間を含む。）の見直しに関する事項は、交付規程第27条第1項に基づき、必要に応じてセンターが別に定める。

(審査委員会)

第14条 センターは、有識者等による審査委員会を組織し、経済産業省に提出する交付規程の審議、実施細則の制定及び変更（軽微なものを除く。）、第1条に基づく補助対象経費に係る充電設備承認の手続きの制定及び変更、交付規程第5条第2項に基づく補助対象経費に係る充電設備の承認等、同規程第6条に基づく補助金交付上限額の決定等、前条第8項に基づく交付申請に係る方法等（受付期間を含む。）の見直しに関する事項、その他補助金の交付業務に係る重要な決定をするときは、当該審査委員会の審議を経なければならない。

(様式)

第15条 交付規程及び実施細則によりセンターが定める様式は、様式J01から様式J33までのとおりとする。

(附 則)

1. この実施細則の制定は、第14条の審査委員会の審議を経て決定する。
2. この実施細則は、交付規程の適用日（令和5年3月30日）から適用する。

(附 則)

1. この実施細則の制定は、第14条の審査委員会の審議を経て決定する。
2. この実施細則は、交付規程の適用日（令和5年3月30日）から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、令和5年8月24日から適用する。
 - (1) 第13条第1項中「の受付期間」を「に係る方法等（受付期間を含む。）」に改め、第7項及び第8項を加える規定。
 - (2) 第14条第1項に「前条第8項に基づく交付申請に係る方法等（受付期間を含む。）見直しに関する事項」を加える規定。

(別表1-1)
令和4年度補正 補助対象充電設備型式一覧表

対象となる充電設備はセンターホームページにおいてご案内いたしますので、参照してください。センターが承認した充電設備が追加された場合は、順次センターホームページも更新します。

(次世代自動車振興センターホームページ <http://www.cev-pc.or.jp/>)

- センターホームページの掲載フォーム（急速充電設備）

【区分】充電設備種別、運用費低減機能及び蓄電池を示す。

【仕様】耐塩：塩、寒冷地：寒、耐塩+寒冷地：塩・寒、三相：三、単相：単

【補助金交付上限額(千円)】：型式における補助率ごとの補助金交付上限額を示す。

- 各機器の仕様及び課金方法や記載内容等については各メーカーへ確認のこと。

急速充電設備

メーカー名	区分			型式	出力	仕様	補助金交付上限額(千円)	
	種別	運用費 低減機能	蓄電池				補助率 定額(1/1)	補助率 1/2

- ・センターホームページの掲載フォーム（普通充電設備）

【区分】充電設備種別、運用費低減機能を示す。

【仕様】耐塩：塩、寒冷地：寒、耐塩+寒冷地：塩・寒、三相：三、単相：单

【補助金交付上限額(千円)】：型式における補助率ごとの補助金交付上限額を示す。

- ・各機器の仕様及び課金方法や記載内容等については各メーカーへ確認のこと。

普通充電設備

メーカー名	区分		型式	出力	仕様		補助金交付 上限額(千円)
	種別	運用費 低減機能					

(別表 1-2) 事業ごとの設置工事に係る補助金交付上限額

(単位：万円)

(注) 複数の充電設備の設置工事における「設置工事」の補助金交付上限額については、別にセンターが定める。

*1 既設の普通充電設備、コンセント及びコンセントスタンドを撤去し、新たに普通充電設備、コンセント及びコンセントスタンドの設置のみを行う申請の場合、設置工事費の補助率を1/2以内とする。

*2 既設マンション等に設置する場合のレイアウト検討費の上限とする。新築マンション等においては、10万円を上限とする。

*3 高速道路S A・P A等(特別な仕様に基づく工事)への設置をした場合に適用する工事全体の上限額を示す。

*4 高速道路 S A・P A 等(特別な仕様に基づく工事)に90kW以上かつ6口以上の急速充電設備を設置した場合、工事全体の上限額は6,800万円とする。

*5 普通充電設備の搬入費は形状により上限額を下表の通りとする。

*7 設置する充電設備出力の総和により上限額を下表の通りとする。(高速道路S A・P A等の特別な仕様に基づく工事を除く)

タイプ	上限額（万円）
壁面取付けタイプ	0、5
上記以外	1

設置する充電設備出力の総和	上限額（万円）
50kW 以上 90kW 未満	200
90kW 以上 150kW 未満	300
150kW 以上 250kW 未満	400
250kW 以上 350kW 未満	500
350kW 以上	600

*6 設置する充電設備は、急速充電設備に限る。

(別表2) 充電設備の条件

センターが補助対象と認める充電設備の条件は、次に掲げるものとする。

1. センターが補助対象と認める「急速充電設備」及び「普通充電設備」は、市販されている電気自動車等と当該充電設備の充電時の「互換性」及び「安全性」が第三者により担保されていることを条件とする。なお、第三者については審査委員会の承認を得て、センターが別に定める。
2. 「急速充電設備」及び「普通充電設備」については、原則として、全事業において国際規格（IEC61851、IEC62196）に準拠していることを条件とする。

(別表3) 交付申請に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの

設備設置に係る交付申請に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの

- ①充電設備を設置する土地が借地の場合は、土地の利用及び充電設備設置の許諾を証する書類
- ②マンション等への充電設備設置事業の申請にあっては、充電設備の設置場所がマンション等であることを証する書類
- ③マンション等への充電設備設置事業の分譲済みのマンション等の申請にあっては、充電設備の設置が「住民総会」等で決議されている又は理事会での合意がされていることを証する書類
- ④月極駐車場への充電設備設置事業の申請にあっては、充電設備の設置場所が月極駐車場であることを証する書類
- ⑤共同利用充電拠点への充電設備設置事業の申請にあっては、共同利用者が三者以上であること及び充電設備を共同利用することを証する書類
- ⑥その他必要に応じてセンターが定めるもの

(別表4) 利益等排除の方法

1. 利益等排除の対象となる調達先

申請者（リースの場合はそのリース契約の使用者を含む。以下、この表で同じ。）が以下の（1）から（3）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社に基づく。（注1）

- (1) 申請者自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 申請者の関係会社（上記（2）を除く。）

2. 充電設備の利益等排除の方法

2-1. 充電設備メーカーとの関係性の確認

(1) 申請者の自社調達の場合	当該調達品の製造原価 ^(注2) をもって補助対象経費とする。
(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。
(3) 申請者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。
2-2. 充電設備販売会社との関係性の確認	
(1) 申請者の自社調達の場合	申請不可とする。
(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上総利益率をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。売上総利益率がマイナスの場合は0とする。
(3) 申請者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における営業利益率をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。営業利益率がマイナスの場合は0とする。
3. 設置工事の利益等排除の方法	
(1) 申請者の自社調達の場合	申請不可とする。
(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上総利益率をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。売上総利益率がマイナスの場合は0とする。
(3) 申請者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における営業利益率をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。営業利益率がマイナスの場合は0とする。

注1. 親会社とは、他の会社（子会社）の議決権のある株式の50%超を保有している会社のこと。

子会社とは、他の会社（親会社）に議決権のある株式の50%超を保有されている会社のこと。

関連会社とは、他の会社に議決権のある株式を20%以上50%未満保有されている会社のこと。

関係会社とは、親会社、子会社及び関連会社のこと。

注2. 当該調達品の製造原価については、製造原価を証明する資料の提出をするものとする。

(別表5) 軽微な変更

変更項目	変更内容
1. 工事内容の変更	①ブレーカー容量の変更 ②電源ケーブルのサイズの変更 ③充電設備や付帯設備の基礎サイズの変更 ④付帯設備のメーカー、型式の変更 ⑤充電スペースの変更 ⑥充電設備を同一敷地内で10m未満移動 ⑦その他センターが認める変更
2. 工事内容に関わらない変更	①申請者（共同申請者含む。）の法人名称変更、代表者変更 ②申請者（共同申請者含む。）の住所変更 ③充電設備設置場所名称の変更 ④地番から住所への変更等 ⑤その他センターが認める変更

(別表6) 設備設置に係る実績報告に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの

充電設備設置に係る実績報告に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの

- ①充電設備代金及び設置工事代金の支払証憑の内訳明細（充電設備の本体価格等の内訳が記載されているもの）
- ②充電設備設置工事の完了を証する書類
- ③充電設備及びその設置工事がリースの場合にあっては、貸与料金の算定根拠明細書
- ④その他必要に応じてセンターが定めるもの

(別表7) 取得財産等の保有義務期間と処分を制限する期間（設置完了日からとする）

事業の種類	対象となる 取得財産等	保有義務期間	取得財産等の処分を 制限する期間 ※
1. 高速道路S A・P A 及び道の駅等への 充電設備設置事業 (経路充電)			
2. 商業施設及び 宿泊施設等への 充電設備設置事業 (目的地充電)	充電設備 及び 付帯設備等		5年
3. マンション、月極駐車場 及び事務所・工場等への 充電設備設置事業 (基礎充電)			

(※処分を制限する取得財産等は取得価格が単価50万円以上のものを対象とする)

(別表8) 取得財産等の保有義務違反とセンターが認めるもの

センターが取得財産等の保有義務違反と認めるものは、次に掲げるものとする。

1. 充電設備や同設備の設置に関し、安全上や法規上の問題が発生し取得財産等の撤去などが求められた場合。
2. リース契約期間が保有義務期間を満たしていないことが判明した場合。
3. その他センターが充電設備の普及の促進に違反すると認めた場合。

(別表9) 取得財産等の処分のうち、センターが認めるもの

次に掲げる処分（貸し付けの場合にあっては、補助金の交付を受けた者が、充電設備等の所有権を留保するものに限る。）

1. 充電設備設置後に本補助金の目的の達成を図るために、充電インフラネットワーク会社等へ行われる利用権の許諾。
2. 充電設備の塗装等による広告目的使用。ただし、充電設備機能を低下させたり、外見を著しく阻害させたりしてはならない。
3. その他センターが充電設備の普及の促進に特に必要と認める処分。